

物価高騰に伴う生活困窮者支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症やコロナ禍における物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化を図るため、民間団体等で適切と認める者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、本要綱に定める事業に要する経費を交付の対象として、適切と認める団体等が行う事業を対象とする。

- 2 この要綱において「適切と認める団体等」とは、県内郡部の自立相談支援機関と連携し生活困窮者の支援に取り組む法人等（任意団体を含む。）をいう。
- 3 第1項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 4 第1項の補助対象者は、前項のアかきまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 5 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体であってはならない。

(補助額の算定方法)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は別表のとおりとする。

- 2 一の申請に対して交付できる補助金は、50万円を上限とする。
- 3 補助金の交付申請は、1団体1回限りとする。
- 4 他の補助金等の対象となる経費は、補助対象経費としない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(変更、中止（廃止）申請手続)

第5条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業の内容を変更（廃止及び中止を含む。以下「変更等」という。）しようとするときは、変更等をする前に変更等承認申請書（様式第2号）に

必要な書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 この補助金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、様式第3号による事業実績報告書に係る書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、翌年度の4月30日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払いで交付することができる。

(交付金の返還)

第8条 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(交付決定の取消し等)

第9条 補助対象者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第2条第1項の補助対象者が第3条第3項及び第4項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年度の補助金に適用する

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
コロナ禍における物価高騰等の影響による支援ニーズの増大に対応した生活困窮者支援活動	群馬県社会福祉協議会が必要と認めた額	補助事業の実施に必要な経費のうち次に掲げるもの。 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10以内（算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）